

失効再交付講習のご案内

貴殿の操縦免許証は、有効期限が経過し失効となりました。更新するためには、講習会（試験はありません）を受講する必要があります。別紙講習開催予定表の講習種類より（失効）の受講日をお選びください。書類は、受講日の20日前必着です。各会場の都合上、定員になり次第が切となりますのでお早めにお申込みください。なお、開催予定表は当社HP【www.shoueimarine.com】にても確認いただけます。《受講予約受付書類》

1. 受講等申込書 1通（記入したもの。必ず操縦免許証のコピーを貼り付けてください。）
2. 写真 3枚（縦 4.5cm×横 3.5cm・6ヶ月以内に撮影したもの・カラー・裏面に氏名・生年月日を記入）
3. 代行業務依頼書（記入の上、切取線から下の部分）
4. 免許交付委任状（署名・捺印）
5. **本籍地記載**の住民票 1通（交付日より6か月以内のもの）
6. 費用 15,700円 内訳（日本海洋レジャー安全・振興協会 8,900円・代行業務、更新管理費、送料及び海事代理士免許交付手数料、登録免許税、6,800円）

以上の書類と費用を現金書留にて、シヨウエイ・マリンまで郵送してください。

※住所・本籍地及び氏名の変更がある方は、本籍地記載の住民票が必要になります。忘れずに受講予約受付書類と一緒に送ってください。（受講等申込書に変更内容を必ずご記入ください）
※当社に書類到着後、受講当日のご案内（会場地図等）を送付いたします。

受講当日持参ください

1. 操縦免許証

更新講習内容

1. 身体検査（視力検査・一般歩行）
2. ビデオ・更新教本による講習（講習時間は約2時間30分）

※当日、視力検査を行います。（矯正視力0.6以上が必要）必要な方はメガネなど、お持ちください。

関東運輸局の更新手続きが終了後、ゆうパック着払い（関東圏内¥450）にてお送りします。

尚、**講習当日無断欠席**の場合は、《受講予約受付書類》1～6が再度必要となりますので、ご注意ください。

更新講習は、有効期限の1年前から受講できます。

1年前前に講習を受講しても、更新期間が短くなることはありません。

SHOUEI MARINE

小型船舶操縦士講習所

シヨウエイ・マリン

〒186-0011 東京都国立市谷保 6179 番地

TEL: 042-501-2501

FAX: 042-571-3633

定休日: 月曜日及び第2・第4日曜日

切り取り線

代行業務依頼書

平成 年 月 日 失効

フリガナ		本籍地	都道府県
氏名		訂正の有無 (○印)	無・有
生年月日	年 月 日		(氏名・本籍地)
有効期限	年 月 日		(住所変更 有・無)
住所			(住民票添付 有・無)
免許証送付先			
電話		昼間の連絡先	

委任状

私は、海事代理士 田中 重五郎 を代理人と定め下記の件を委任します。

記

1. 船舶職員法及び小型船舶操縦法による海技免状（操縦免許証）の申請及び受領について一切の件。



平成 年 月 日

氏名 印

国土交通大臣殿

(お願い) 日付は未記入で、署名・捺印のみお願いします。